

事業年報

平成20年度



厚生労働省 四国厚生支局

はじめに

我が国においては、少子高齢化が急速に進行する中、健康で安心できる国民生活を確保していくためには、これを下支えする医療、介護、福祉、年金など社会保障制度が適正かつ効果的に機能することが強く求められており、各分野では、不断の制度見直しが行われております。

四国厚生支局は、平成13年1月の中央省庁の改革の際に国の社会保障政策を推進する厚生労働省のブロック行政機関の一つとして創設されました。発足以来、国民にとって身近な地域において執行すべき国の行政事務の移管を受けて順次組織改正がなされ、現在、香川本局と他の三県を管轄する事務所を設置し、健康福祉と麻薬取締に加え、良質な医療サービス確保のための行政を展開しております。

本書は、関係の皆様方に四国厚生支局の業務への理解を深めていただく一助になればとの思いで、平成20年度に当支局が実施した業務実績や関係資料をとりまとめたものです。

四国厚生支局は、地域の皆様の健康と生活の質の向上のために、厚生労働省の政策実施機関としての役割を全うすべく、今後とも業務改善や効率化に積極的に取り組んでいます。

平成22年1月

四国厚生支局長
小木津敏也

目 次

【第Ⅰ章 四国厚生支局の概要】

1	沿革	1
2	組織	2
3	所在地	3
4	主な業務	4

【第Ⅱ章 業務の概要及び実績等】

1	総務課	
	(1) 業務内容について	6
	(2) 業務実績（国家試験について）	7
2	企画調整課	
	(1) 四国厚生支局の再編成関係について	8
	(2) 四国地方社会保険医療協議会総会関係について	8
	(3) 医療構造改革関係について	9
	(4) 医療安全調査委員会（仮称）関係について	9
	(5) 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議関係について	10
3	健康福祉課	
	(1) 補助金等の交付に関する事務について	11
	(2) 各種養成施設等の指定及び監督について	14
	(3) 民生委員等の委嘱等事務について	19
	(4) 医療安全の普及・啓発について	20
	(5) 医療観察法による移送について	21
	(6) 医師確保関係について	21
4	保険年金課	
	(1) 健康保険組合に係る認可及び指導監督について	22
	(2) 厚生年金基金に係る認可及び指導監督について	22
	(3) 確定拠出年金、確定給付企業年金に係る承認 及び指導監督について	23
	(4) 国民年金基金に係る認可及び指導監督について	24
5	管理課	
	(1) 事務所が作成する業務の実施に関する計画の調整、 進捗管理及び分析等について	25
	(2) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び 指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に 係る情報の管理について	25
	(3) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	26
	(4) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の 技術的助言・指導監督について	26
	(5) 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督 について	27
6	医療指導課	
	(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督について	28

7 指導監査課	
(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について	2 9
(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	2 9
(3) 四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営について	3 0
8 徳島事務所	
(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について	3 1
(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	3 1
(3) 四国地方社会保険医療協議会徳島部会の運営について	3 2
9 愛媛事務所	
(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について	3 3
(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	3 3
(3) 四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の運営について	3 4
1 0 高知事務所	
(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について	3 5
(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	3 5
(3) 四国地方社会保険医療協議会高知部会の運営について	3 6
1 1 麻薬取締部	
(1) 薬物事犯の取締について	3 7
(2) 鑑定について	3 8
(3) 正規麻薬等の指導・監督について	3 8
(4) 薬物中毒者対策について	4 0
(5) 薬物乱用防止啓発活動について	4 0

【第三章 資料編】

1 健康福祉課関係

平成21年4月1日現在養成施設(所)一覧

(1) 指定栄養士・管理栄養士養成施設一覧	4 1
(2) 指定調理師養成施設一覧	4 2
(3) 指定理容師及び美容師養成施設一覧	4 3
(4) 食品衛生管理者・食品衛生監視員登録養成施設一覧	4 5
(5) 指定保育士養成施設一覧	4 6
(6) 社会福祉士養成施設一覧	4 8
(7) 介護福祉士養成施設一覧	4 9
(8) 社会福祉主事養成機関一覧	5 1
(9) 精神保健福祉士養成施設一覧	5 2
(10) 保健師・助産師・看護師養成所の指定一覧	5 3
(11) 理学療法士・作業療法士養成施設指定一覧	5 5
(12) 臨床工学技士養成所指定一覧	5 6
(13) 言語聴覚士養成所指定一覧	5 7
(14) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設 認定一覧	5 8
(15) 柔道整復師養成施設指定一覧	5 9
(16) 歯科衛生士養成所指定一覧	6 0
(17) 歯科技工士養成所指定一覧	6 1

【第 I 章 四国厚生支局の概要】

1 沿 革

平成13年1月6日に中央省庁等改革基本法により、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置され、併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより国の行政組織の減量効率化を図ることとされたことから、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に8カ所地方厚生（支）局が設置されました。

新しく発足した四国厚生支局の分掌する事務については、従来の四国地方医務支局及び四国地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、厚生労働省から社会保険に関する指導監督の業務等も新たに所掌に加わることとなりました。

[本省から移管された事務]

- 医師等の国家試験に関する業務
- 国保の保険者・国保連合会の監督
- 健保組合、厚生年金、国年基金等の監督

[旧地方医務局、旧地区麻薬取締官事務所の事務]

- 国立病院及び国立療養所に関する事務
- 麻薬等の取締に関する事務

また、組織については、麻薬取締部、総務課、社会保険課、経営指導課、企画調整課、職員課の1部5課体制となり、大幅な組織改正が図られました。

その後、補助金の移管に伴い平成15年4月1日に組織細則が改められ総務課に助成第1係、助成第2係が設置されました。

さらに、平成16年4月1日、旧地方医務（支）局が所管していた国立病院等に関する事務が独立行政法人国立病院機構に引き継がれた結果、経営指導課、職員課、企画調整課が廃止されました。

また、新たに保健衛生、福祉関係補助金等の執行を行う保健福祉課が新設され、翌年には同課に養成施設の指導監督等の業務も新たに追加されました。

平成20年10月1日には社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務が移管されました。

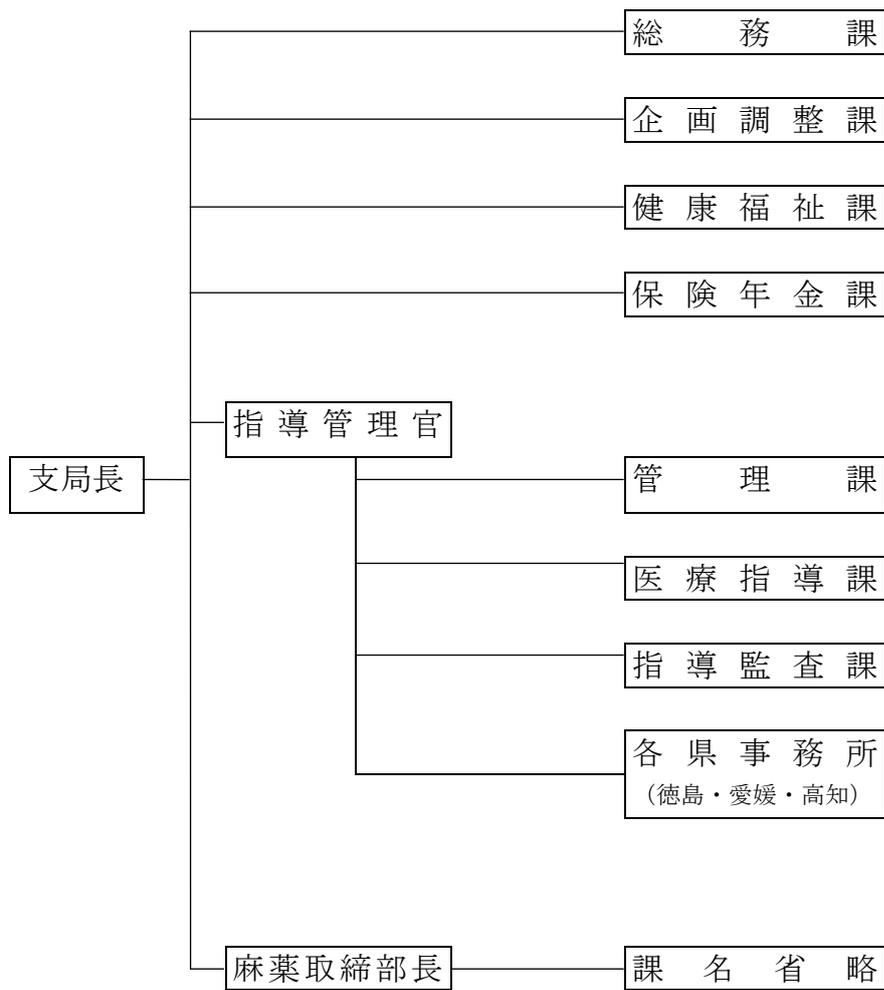
この移管に併せて、四国厚生支局の組織を再編し、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなりました。

主な再編は、指導部門として管理課・医療指導課・指導監査課及び各所在県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各県事務所（香川県を除く）が設置されました。

なお、当局の管轄区域は、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県の4県となっています。

また、この再編に伴い四国厚生支局の総合企画調整、医療構造改革推進等を担当する企画調整課の新設、保健福祉課から健康福祉課への名称変更を行いました。

2 組 織



3 所在地

○高松サポート合同庁舎

〒760-0019 香川県高松市サポート3番33号

高松サポート合同庁舎4階

交通機関 JR高松駅 徒歩3分

四国厚生支局施設ホームページ <http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/>

麻薬取締官ホームページ <http://www.nco.go.jp/>

所属部署	電話番号	FAX番号
総務課・企画調整課	087-851-9565	087-822-6299
管理課	087-851-9501	087-822-6303
医療指導課	087-851-9502	087-822-6303
指導監査課	087-851-9593	087-823-8159
麻薬取締部 (「麻薬・覚せい剤」相談電話)	048-811-8910 (087-823-8800)	087-823-8810

○高松シンボルトワー

〒760-0019 香川県高松市サポート2番1号

高松シンボルトワー10階

交通機関 JR高松駅 徒歩3分

所属部署	電話番号	FAX番号
健康福祉課	087-851-9566	087-851-9508
保険年金課	087-851-9562	087-851-9577

[県事務所]

徳島 事務所	住所	〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル5階		
	交通機関	JR徳島駅 徒歩2分		
	電話番号	088-602-1386	FAX番号	088-602-1672

愛媛 事務所	住所	〒790-0005 愛媛県松山市花園町3-21 朝日生命松山南堀端ビル7階		
	交通機関	JR松山駅 徒歩15分 伊予鉄南堀端駅 徒歩2分		
	電話番号	089-986-3156	FAX番号	089-986-3162

高知 事務所	住所	〒780-0870 高知県高知市本町1-1-3 朝日生命高知本町ビル9階		
	交通機関	JR高知駅 徒歩15分 土佐電鉄堀詰駅 徒歩1分		
	電話番号	088-826-3116	FAX番号	088-826-3112

4 主な業務

(総務課)

- ・ 四国厚生支局の総務、会計等に関すること
- ・ 四国厚生支局職員の人事給与、研修、共済等に関すること
- ・ 各種国家試験に関すること

国家試験の種類

医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、薬剤師

- ・ 四国厚生支局が保有する行政文書の情報公開等（ただし、管理課業務部分は除く。）に関すること
- ・ 中小企業等協同組合の設立認可等に関すること

(企画調整課)

- ・ 四国厚生支局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること
- ・ 医療構造改革の推進に関すること
- ・ 四国地方社会保険医療協議会の運営に関すること
- ・ 医療安全に関する取組の普及・啓発（診療関連死の調査等に限る）に関すること

(健康福祉課)

- ・ 保健衛生、福祉関係補助金等の執行に関すること

補助金等の種類

結核医療費国庫負担（補助）金、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金、保健衛生施設等施設整備費国庫補助金、保健衛生施設等設備整備費国庫補助金、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金、児童扶養手当給付費国庫補助金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、婦人保護費国庫負担（補助）金、児童入所施設措置費等国庫負担金、保育所運営費国庫負担金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金

- ・ 各種養成施設等の指定及び監督に関すること
- ・ 民生委員等の委嘱等事務に関すること
- ・ 医療安全の普及・啓発に関すること

(保険年金課)

- ・ 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金の認可、指導監督に関すること
- ・ 確定拠出年金（事業主に係るものに限る）、確定給付企業年金の承認、指導監督に関すること
- ・ 全国健康保険協会支部の指導監督に関すること

(管理課)

- ・医療サービスの指導業務に係る総合調整及び情報管理に関すること
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導に関すること
- ・後期高齢者医療広域連合の指導及び社会保険診療報酬支払基金支部の監督に関すること

(医療指導課)

- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ・四国厚生支局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督

(指導監査課)

- ・香川県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・香川県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督、施設基準等の申請・届出事務に関すること
- ・香川県内の柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等に関すること
- ・四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営に関すること

(県事務所)

- ・所在県内の健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・所在県内の保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督、施設基準等の申請・届出事務に関すること
- ・所在県内の柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等に関すること
- ・所在県に置かれる四国地方社会保険医療協議会部会の運営に関すること

○麻薬取締部

- ・麻薬、覚せい剤等の取締り等及び薬物乱用防止の普及・啓発に関すること
- ・薬物等に関する相談

【第Ⅱ章 業務の概要及び実績等】

1 総務課

(1) 業務内容

- 厚生労働省組織規則第710条各号に掲げる事務を所掌
 - 1. 機密に関すること。
 - 2. 支局の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他人事並びに教養及び訓練に関すること。
 - 3. 支局の機構及び定員に関すること。
 - 4. 公印の保管に関すること。
 - 5. 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
 - 6. 支局の保有する情報の公開に関すること。
 - 7. 支局の保有する個人情報の保護に関すること。
 - 8. 支局の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課及び管理課の所掌に属するものを除く。）
 - 9. 支局の経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
 - 10. 支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
 - 11. 支局の所掌事務に係る補助金等の交付決定、確定その他の審査に関すること。
 - 12. 前号に掲げる補助金等の支出負担行為に係る認証に関すること。
 - 13. 庁舎の管理に関すること。
 - 14. 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。
 - 15. 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）
 - 16. 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務に関すること。
 - 17. 支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（厚生労働省共済組合四国厚生支局支部に関することを含む。）。
 - 18. 支局の職員の災害補償に関すること。
 - 19. 前各号に掲げるもののほか、支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(2) 業務実績 (平成20年度実施国家試験について)

試験の種類	試験日	試験会場	受験者数 (名)	合格率 (%)
第103回医師	平成21年2月14日(土) 2月15日(日) 2月16日(月)	高松市市民文化センター	518	(91.0) 91.9
第92回助産師	平成21年2月19日(木)	高松市市民文化センター	58	(99.9) 100
第95回保健師	平成21年2月20日(金)	高松市市民文化センター	695	(97.7) 99.0
第98回看護師	平成21年2月22日(日)	高松市市民文化センター・高松大学・高松南高等学校	2,880	(89.9) 82.2
第55回臨床検査技師	平成21年2月25日(水)	高松市市民文化センター	252	(71.8) 78.6
第61回診療放射線技師	平成21年2月26日(木)	高松市市民文化センター	104	(74.4) 90.4
第44回理学療法士	平成21年3月1日(日)	高松市市民文化センター	550	(90.9) 91.1
第44回作業療法士	平成21年3月1日(日)	高松市市民文化センター	383	(81.0) 80.9
第94回薬剤師	平成21年3月7日(土) 3月8日(日)	徳島文理大学	520	(74.4) 77.5

合格率の()は全国平均

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の再編成関係

①業務内容

平成20年10月より、社会保険庁改革に伴い、それまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局等に対する指導監査業務等が地方厚生（支）局に移管されるとともに、医療法、健康保険法等を含む総合的な医療行政の推進を図るため各地方厚生（支）局の再編が行われました。

こうした組織再編を円滑に行うため、平成20年4月には、後に企画調整課を構成することとなる医療構造改革推進官が中心となって、「四国厚生支局再編準備連絡協議会」を設置し、再編準備の段階から組織再編後における各業務の実施体制等の整備に関する事、保険医療指導監査業務の社会保険事務局からの引継に関する事等につき、企画及び立案並びに調整等を行ってきました。

②業務実績

四国厚生支局では、管内社会保険事務局の保険医療指導担当者をメンバーに加えた「医療行政部会」を設置し検討を行い、再編に伴う保険医療指導監査業務の円滑な移管を図りました。

また、パンフレットの作成やホームページの活用により再編の内容を広く周知するとともに、この機会にホームページの活用による国民への情報発信機能の強化等を図るため、局内に組織横断的なワーキングチームを設置し、ホームページを一新しました。

(2) 四国地方社会保険医療協議会総会関係

①業務内容

社会保険医療協議会令（平成18年政令第373号）等の改正に基づき、平成20年10月から四国厚生支局に設置され、委員構成は支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）と診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）とが、保険契約の両当事者として協議し、公益委員6名（公益を代表する委員）が両者を調整して合意を得るという三者構成となっています。

所掌事務は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議できることとなっています。

②業務実績

平成20年度における四国地方社会保険医療協議会総会の開催については、以下のとおりです。

平成20年10月	9日	四国厚生支局会議室にて第1回総会開催
平成21年	1月23日	四国厚生支局会議室にて第2回総会開催
平成21年	2月12日	四国厚生支局会議室にて第3回総会開催

(3) 医療構造改革関係

①業務内容

国民皆保険を維持し、将来にわたって維持可能な医療保険制度を構築するためには、治療を重視した医療から、疾病の予防を重視した保健医療への転換を図るとともに、医療提供体制、医療保険制度等の在り方等にまで踏み込んだ見直しを行うなど、抜本的な医療構造改革が必要です。

平成18年6月に成立した医療構造改革関連法は、これらのために制度的改正が必要な内容を盛り込んだものであり、今後数年をかけて段階的に実施することとしています。

医療構造改革に係わる県の役割としては、地域の実情を踏まえた医療費適正化計画の策定及び関連する三計画（健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画）の見直しを総合的・一体的に進めるとともに、各種施策のコーディネートや、様々な関係者との調整等を果たしていくことが求められています。

四国厚生支局においては、管内県に対して、制度の円滑かつ適切な実施が行われるよう必要な助言、指導等を行っています。

②業務実績

ア 医療費適正化計画（平成20年度策定計画）

都道府県が策定する医療費適正化計画においては、国の定める参酌標準に即して医療費適正化のための目標を定め、その実現に向けた施策を明らかにする必要があることから、管内県に対する各種の情報提供等を行っています。

イ 健康増進計画（平成20年度策定計画）

特定健診及び特定保健指導の実施率、メタボリック症候群の改善に向けた目標等を定めて必要な施策を講じるよう、管内県に対する各種の情報提供等を行っています。

ウ 医療計画（平成20年度策定計画）

4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）及び5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）について、関係者と協議の上、地域の医療連携体制を構築し、地域の実情に応じた各医療機関の機能分担及び連携の状況を医療計画に明らかにした上で必要な施策を講じるよう、管内県に対する各種の情報提供等を行っています。

エ 介護保険事業支援計画（平成21年度策定計画）

療養病床再編等を踏まえつつ、地域実情に応じた第4期介護保険事業支援計画が策定されるよう、管内県に対する各種の情報提供等を行っています。

(4) 医療安全調査委員会（仮称）関係

①業務内容

医療の安全の確保は、我が国の医療政策上の重要課題であり、とりわけ死亡事故について、この原因を究明し再発防止を図ることは、国民の切なる願いであります。

医療の安全を向上させていくためには、医療事故による死亡が発生した際に、解剖や診療経過の評価を通じて事故の原因を究明し、再発防止に役立てていく仕組みが必要であります。

しかし、死因の調査や臨床の経過の分析・評価等については、これまで行政における対応が必ずしも十分ではなく、結果として民事手続きや刑事手続きにその解決が期待されている現状にはあるが、必ずしも原因の究明につながるものではありません。

このため医療安全の確保の観点から、医療事故について、分析・評価を専門的に行う機関を設ける必要があり、さらに、このような新しい取り組みの構築は、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復につながるとともに、医師等が萎縮することなく医療を行える環境の整備にも資するものと考えられます。

医療死亡事故の原因究明・再発防止という仕組みについて、平成19年4月に設置した「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」での議論や平成20年6月に公表した「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」への意見募集を実施しているところであり、今後、意見を踏まえ国会審議等が行われる予定となっています。

このような状況の中、四国厚生支局でも管内において「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」に対する関係各者から幅広くご議論いただき、管内県民の皆様に仕組み等を周知する事を目的としてパネルディスカッション等を実施しているところであります。

②業務実績

- ア 平成20年12月9日開催の「医療安全に関するワークショップ」において、制度の説明を医療関係者等に行いました。
- イ 平成21年1月25日中国四国厚生局と共催で地域説明会を広島市にて行いました。
- ウ 平成20年11月11日～平成21年1月22日の間、各県庁担当課、各県医師会、看護協会、大学医学部付属病院の関係機関を訪問し制度説明を行いました。

(5) 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議関係

①業務内容

四国東南海・南海地震対策連絡調整会議は、四国管内の防災関係機関が実施する東南海・南海地震対策について、情報の共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に会員機関26機関、オブザーバー機関8機関から構成される会議であり、同プロジェクトのうち「広域的な救急医療体制に関する課題の抽出」を担当しています。

②業務実績

平成20年9月に勉強会を開催し国及び四国4県の調整が必要と思われる事項について勉強会を開催し協議を行いました。

3 健康福祉課

(1) 補助金等の交付に関する事務

① 補助金等の交付について

(ア) 業務内容

厚生労働本省と地方支分部局との役割分担の明確化及び地方自治体に対する行政サービスの向上を目的として、地方自治体を交付対象とする補助金等の執行事務が、厚生労働本省からより地域に密接した地方厚生（支）局へ移管されています。具体的には結核医療費負担金や地方公共団体が整備する保健衛生施設、社会福祉施設等の施設・設備費の交付決定などの執行业務を四国厚生支局において行っています。

(イ) 業務実績

平成20年度の四国厚生支局における補助金等の業務実績は、次表のとおりです。

単位：円

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担するもの	73,193,748
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助するもの	6,704,234
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付するもの	15,065,720
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付するもの	911,915,760
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付するもの	20,914,845
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	5,807,159,824

補助金等名称	交付目的	交付決定額
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担するもの	3,041,918,773
保育所運営費負担金	保育所（私立）の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図る	10,290,313,084
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	33,750,783
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,241,386,725
婦人保護費国庫負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	32,034,717
婦人保護費国庫補助金		21,820,600
保健衛生施設等施設整備費国庫補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする	1,908,000
保健衛生施設等設備整備費国庫補助金		89,900,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	760,612,000

補助金等名称	交 付 目 的	交付決定額
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象より被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等交付金	市町村が作成した法4条に基づく市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	214,162,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金		14,522,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	125,606,000

② 財産処分について

(ア) 業務内容

補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、保健衛生施設、社会福祉施設等の国庫補助財産の財産処分については、地方厚生（支）局においてその承認審査を行っています。

(イ) 業務実績

平成20年度の四国厚生支局における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
財産処分承認申請	5
包括承認事項における財産処分報告の受理	41
計	46

(2) 各種養成施設等の指定及び監督について

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する各種養成施設等について、関係法令等に基づく指定、監督等の業務を行っています。

①業務内容

表に掲げる養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

施設種別	施設数
栄養士養成施設	9
理容師養成施設	11
美容師養成施設	14
調理師養成施設	9
指定保育士養成施設	17
社会福祉士養成施設	2
介護福祉士養成施設	19
社会福祉主事養成機関	1
精神保健福祉士養成施設	1
保健師助産師看護師養成所	25
理学療法士養成施設	11
作業療法士養成施設	9
あ・は・き 養成施設(注)	1
柔道整復師養成施設	2
診療放射線技師養成所	0
臨床検査技師養成所	0
視能訓練士養成所	0
臨床工学技士養成所	2
言語聴覚士養成所	3
義肢装具士養成所	0
救急救命士養成所	0
歯科衛生士養成所	8
歯科技工士養成所	4
製菓衛生師養成施設	4
食品衛生管理者養成施設	7
食品衛生監視員養成施設	7
計	166

(注) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

②業務実績

(ア) 指定等に関する事務

平成20年度の四国厚生支局における指定、変更の承認、変更届及び報告書の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

養成施設等の種別	指定	取消	変更承認	変更届	報告書
栄養士養成施設	0	0	3	1	9
理容師養成施設	0	0	11	8	13
美容師養成施設	0	0	14	16	15
調理師養成施設	1	0	0	0	9
指定保育士養成施設	1	0	3	4	19
社会福祉士養成施設	0	0	1	0	2
介護福祉士養成施設	0	2	9	31	21
社会福祉主事養成機関	0	0	1	0	1
精神保健福祉士養成施設	0	0	2	0	2
保健師助産師看護師養成所	0	2	28	12	6
理学療法士及び作業療法士養成施設	0	0	19	4	11
あ・は・き 養成施設 (注)	1	0	2	1	1
柔道整復師養成施設	0	0	3	1	2
臨床工学技士養成所	0	0	0	1	2
言語聴覚士養成所	0	0	3	1	3
歯科衛生士養成所	0	0	6	3	8
歯科技工士養成所	0	0	1	1	4
製菓衛生師養成施設	1	0	0	0	4
食品衛生管理者養成施設	0	0	0	3	0
食品衛生監視員養成施設	0	0	0	3	0
計	4	4	106	90	132

(注) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

(イ) 指導監督に関する業務

平成20年度の四国厚生支局における養成施設等に対する指導調査の実績は、次表のとおりです。

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数	改善指導件数		
			該当施設数	文書指摘	口頭指摘
栄養士養成施設	9	5	4	2	5
理容師養成施設	6	1	1	0	1
美容師養成施設	12	2	2	2	1
調理師養成施設	9	0	-	-	-
指定保育士養成施設	17	9	8	6	7
社会福祉士養成施設	2	1	0	0	0
介護福祉士養成施設	19	7	7	10	9
社会福祉主事養成機関	1	1	1	1	1
精神保健福祉士養成施設	1	1	1	0	1
保健師助産師看護師養成所	25	6	6	7	15
理学療法士養成施設	11	3	3	6	8
作業療法士養成施設	9	3	3	6	8
あ・は・き 養成施設 (注)	1	0	-	-	-
柔道整復師養成施設	2	0	-	-	-
臨床工学技士養成所	2	1	0	0	0
言語聴覚士養成所	3	2	2	4	5
歯科衛生士養成所	8	4	4	9	4
歯科技工士養成所	4	3	2	3	0
製菓衛生師養成施設	4	1	1	2	0
食品衛生管理者養成施設	7	1	1	2	1
食品衛生監視員養成施設	7	1	1	2	1
計	159	52	47	62	67

(注) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

平成20年度指導調査の実施結果<指摘事項別>

養成施設の種類別	指摘事項	改善指導		
		文書 指摘 件数	口頭 指摘 件数	計
合計	1 授業に関する事項	22	10	32
	① 授業時間(単位)管理の不適	5	3	8
	② 教科科目毎の授業時間(単位)数の不足	15	1	16
	③ 単位設定・評価の不適	2	0	2
	④ 合同授業の実施	0	6	6
	2 教員に関する事項	5	8	13
	① 教員資格要件の不適	4	8	12
	② 専任教員の不足	1	0	1
	③ 専任教員の兼務の不適	0	0	0
	④ 一教員当たりの担当時間(教科目)数の不適	0	0	0
	3 生徒に関する事項	6	3	9
	① 定員管理(定員超過を含む)の不適	6	2	8
	② 生徒に関する帳簿の整備・管理の不適	0	0	0
	③ 入学資格要件の不適	0	1	1
	④ 卒業認定の不適	0	0	0
	4 実習に関する事項	2	10	12
	① 実習計画の不適	1	1	2
	② 実習時間(単位)管理の不適	0	9	9
	③ 実習時間(単位)数の不足	1	0	1
	④ 実習人員の不適	0	0	0
	5 校舎及び備品に関する事項	6	0	6
	① 教室(実習室)整備の不適	3	0	3
	② 備品管理の不適	0	0	0
	③ 備品の不足	3	0	3
	6 その他	21	36	57
	① 変更承認申請手続の未処理	11	0	11
	学則変更<再掲>	3	0	3
	校舎各室の用途(面積)変更<再掲>	2	0	2
	実習施設変更<再掲>	6	0	6
	② 変更届出手続の未処理	2	2	4
	③ 諸規定の不整備・不整合	8	20	28
	④ 学校運営(各種会議・経費等)の不適	0	14	14
計	62	67	129	

(ウ) 介護技術講習実施届出等

介護技術講習実施変更届出書を8件、介護技術講習実施報告書を55件受理しました。

実施状況は、次表の実施施設において、延べ54回、修了者数1,607名でした。

平成20年度介護技術講習実施届を16件受理しました。

介護技術講習実施施設一覧（平成20年度実施分）

県 別	No.	施 設 名
徳島県	1	四国大学短期大学部
	2	徳島健祥会福祉専門学校
香川県	3	香川短期大学
	4	四国福祉専門学校
	5	専門学校 穴吹パティシエ福祉カレッジ
	6	瀬戸内総合学院
	7	さぬき福祉専門学校
愛媛県	8	聖カタリナ大学
	9	今治明德短期大学
	10	松山東雲短期大学
	11	松山総合福祉専門学校
	12	四国中央医療福祉総合学院
高知県	13	高知福祉専門学校
	14	龍馬看護ふくし専門学校
	15	平成福祉専門学校

(3) 民生委員等の委嘱等事務

① 業務内容

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、かつ、補欠（後任者等）の任期は前任者の在任期間とされていることから、3年ごとに一斉改選が行われています。前回の一斉改選は平成19年12月1日に行われ、その任期は22年11月30日までとなっています。

なお、四国厚生支局においては、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

（参考）四国厚生支局管内の民生委員数（平成21年3月31日現在）

県 市		民生委員数	うち、主任 児童委員数
県	徳 島 県	2, 0 1 3	1 8 2
	香 川 県	1, 3 3 7	1 4 8
	愛 媛 県	2, 6 4 4	2 9 6
	高 知 県	1, 7 0 4	1 1 4
中 核 市	高 松 市	8 1 5	8 0
	松 山 市	9 7 5	8 5
	高 知 市	7 2 5	5 4
計		1 0, 2 1 3	9 5 9

②業務実績

平成20年度における民生委員・児童委員の委嘱や解嘱等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	1 5 2
民生委員・児童委員の解嘱	1 6 0
主任児童委員の指名	1 2
厚生労働大臣表彰状の授与	2 4
厚生労働大臣感謝状の授与	6 8
計	4 1 6

(4) 医療安全の普及・啓発

①業務内容

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しております。

厚生労働省では平成13年度より毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置け医療安全対策の推進を図っております。

四国厚生支局では、平成14年度から医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者等の資質の向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的として「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

②業務実績

平成20年12月9日(火)～12月10日(水)までの2日間におきまして、医療安全管理者等の資質向上を図るため、初日は講義形式で行い二日目は受講生が積極的に参加することができるグループワーク研修を中心として「医療安全に関するワークショップ」を開催しました。

開催日：平成20年12月9日～12月10日

場所：サンポートホール高松第1小ホール

参加者数：257名

	プログラム	担当講師
一 日 目	「医療安全の基礎知識」 ・認知心理学から考える医療安全と対策	法政大学社会学部 教授 原田 悦子
	「医療安全対策の構築」 ・医療安全についての職員研修の企画・運営	(財)倉敷中央病院 医師 米井 昭智
	「事故発生時の対応」 ・医療メディエーションの技法	早稲田大学大学院法務研究科 教授 和田 仁孝
	「安全文化の醸成」 ・患者参加の視点から	NPO 法人いいなステーション 代表 和田ちひろ
二 日 目	「医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価」 ・医療安全に関する情報収集と活用	愛媛大学医学部附属病院 看護部管理室 本間 和子
	グループワーク ① 事例1 予期せぬ急変 ② 事例2 経鼻胃管の誤挿入による重篤肺炎	愛媛大附属病院 本間 和子 (補助講師) 東徳島病院 渡辺 陽子 高知病院 森山 万智 高知大附属病院 若狭 郁子 徳島大学病院 鈴木 察子 回生病院 宮地真希子 香川県立中央病院 高島真寿美 香川労災病院 平井 有美

(5) 医療観察法による移送

①業務内容

心神喪失の状態で大害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が平成17年7月施行されました。

この法律は、心神喪失の状態で大害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定したものに対して、①適切な鑑定や専門官・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等を実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

このうち地方厚生局の業務は①精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、②指定医療機関の指定及び指導等に関すること、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関すること、④地方裁判所の入所決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けたものに対する医療に関することを所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しております。

なお、四国厚生支局においては、四国管内における対象者の移送業務についてのみ中国四国厚生局健康福祉部医事課併任としてその業務に携わっています。

②業務実績

平成20年度の四国管内における処遇決定状況

内 訳	件 数
入院決定（移送）	6
通 院 決 定	3
不 処 遇	4
計	13

(6) 医師確保関係

①業務概要事項

医師の確保に関すること及び地域医療の確保・推進に関する業務として、平成18年度に設立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応や、医療計画・健康増進計画等の見直し等に関して、管内県等に対する意見交換や各種の情報提供等行っています。

②業務実績事項

厚生労働省の対策を各都道府県に周知するとともに、各県の医師確保対策への取り組み状況を把握する目的で、平成20年10月16日 四国厚生支局会議室にて医師確保対策に関する四国4県意見交換会を実施しました。

4 保険年金課

(1) 健康保険組合に係る認可及び指導監督

①業務内容

少子高齢化が進展する中で、医療保険制度は国民が安心して暮らしていくためには欠かすことのできない大切な制度です。

四国厚生支局では、各種の医療保険の内、健康保険組合が運営している健康保険事業の指導監督及び健康保険組合に対する認可等を行っています。

業務対象機関（平成20年度末現在）

健康保険組合 23組合

②業務実績

当支局管内の健康保険組合は23組合（平成20年度末 約8.6万人）が加入しています。

平成20年度の実地指導は、指定組合、医療費の高い組合及び特に指導が必要と認められた組合の中から選定し、7組合を実施しました。

実施組合に対し、医療費の適正化により財政の健全化を図るなどの指導を行っています。

申請書等の処理件数（平成20年度）

（単位：件）

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	18	94	319	79

(2) 厚生年金基金に係る認可及び指導監督

①業務内容

厚生年金基金制度は、厚生年金の一部を国に代わって支給（代行部分）するとともに、各厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ部分）を行う年金制度で、昭和41年10月に施行しました。

また、厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

四国厚生支局では、厚生年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

業務対象機関（平成20年度末現在）

厚生年金基金 19基金

②業務実績

当支局管内の厚生年金基金は19基金（平成20年度末 約7.5万人）が加入しています。

平成20年度の実地指導は、資産額の低い基金、加入員数が減少している基金等の中から選定し、7基金に対し実施しました。

実施基金に対し、財政運営の適正を図るなどの指導を行っています。

申請書等の処理件数（平成20年度）

（単位：件）

区 分	規約改正等の 認可	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等
厚生年金基金	52	138	178	34

（3）確定拠出年金、確定給付企業年金に係る承認及び指導監督

①業務内容

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることが出来るようにするための制度であり、平成13年10月から施行されました。

また、確定給付企業年金は、平成14年4月から導入された制度で、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格をもった基金を設立した上で、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

四国厚生支局では、確定拠出年金（事業主に係るものに限る）、確定給付企業年金に係る承認等及び指導監督を行っています。

業務対象機関（平成20年度末現在）

確定拠出年金の企業型年金規約承認企業 59企業・グループ

確定給付企業年金規約承認企業 102企業・グループ

②業務実績

当支局管内の確定拠出年金は59企業（平成20年度は、新たに3の企業年金が実施）、確定給付年金は102企業（平成20年度は、新たに44の企業年金が実施）です。企業年金の実地指導は、企業年金等の事業運営に問題が発生した場合又は解散・分割時等に指導を行うこととしています。

申請書等の処理件数（平成20年度）

（単位：件）

区 分	規約の承認	届出等の受理	大臣への提出 書類の経由	公法人証明、 印鑑証明等
確定拠出年金	22	81		
確定給付年金	20	8	141	42

(4) 国民年金基金に係る認可及び指導監督

①業務内容

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け都道府県ごとや業種別に公法人である国民年金基金（地域型又は職能型）を設立し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度として、平成3年5月に発足しました。

四国厚生支局では、国民年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

業務対象機関（平成20年度末現在）

国民年金基金 4基金

②業務実績

当支局管内の国民年金基金は4基金（平成20年度末 約1.8万人）が加入しています。平成20年度の実地指導は、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、加入員確保事業の推進に重点を置き、1国民年金基金に対し実施しました。加入員確保を図るなどの指導を行っています。

申請書等の処理件数（平成20年度）

（単位：件）

区 分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
国民年金基金	0	6	44	0

5 管理課

(1) 事務所が作成する業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等について

①業務内容

これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関、保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）並びに保険医、保険薬剤師（以下、「保険医等」という。）の指導監査業務については、平成20年10月の社会保険庁改革に伴い、地方厚生（支）局へ事務が移管されました。

管理課では、保険医療機関等及び保険医等の指導監査業務を所掌する四国厚生支局管内（4県）の県事務所（指導監査課を含む。）が作成する次年度の指導計画について、「指導大綱」（平成20年9月30日保発第0930008号）に基づく計画となるよう医療指導課と協力して調整を行います。

また、各県事務所を集めた会議を設ける等により、必要な情報の提供や実施状況の把握を行っていきます。

②業務実績

平成20年度の保険医療機関等及び保険医等の指導業務の進捗状況の管理については、指導計画の作成及び9月までの指導監査業務を社会保険事務局において行っており、その業務の引継を受けた県事務所（指導監査課を含む。）より、指導監査業務の指導計画及び実施状況の把握を行いました。

(2) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理について

①業務内容

医療指導部門に係る各種報告書等について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく、行政文書開示請求が申請された場合には、総務課と協力し、行政文書の写しの交付（開示）を行っています。（手数料が必要です。）

また、四国厚生支局のホームページに上記内容からピックアップし、医療指導部門にかかる各種情報を公開しています。

②業務実績

医療指導部門に係る開示請求の件数

	20年度
開示請求数	130

ホームページ情報については毎月更新して情報公開しています。

(3) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

①業務内容

これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関等から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている社会保険診療報酬支払基金支部の検査については、平成20年10月の社会保険庁改革に伴い、地方厚生（支）局へ事務が移管されました。

管理課では、四国厚生支局管内（4県）の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として検査を実施します。

実施時期については、「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとすべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、平成20年10月1日から、それと同程度の少なくとも3年に1回実施します。

なお、支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

②業務実績

四国厚生支局管内（4県）の社会保険事務局より、過去に実施された検査に関する資料の引継を受け、実施状況及び実施内容の把握を行いました。

今後、厚生労働省本省より通知される監査指針に基づき、四国厚生支局としての実施計画の策定及び実施内容の重点的事項を決定し、検査を実施していくこととしています。

(4) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

①業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成20年9月30日付保発第0930004号厚生労働省保険局長通知）また、その細部については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成20年9月30日付保国発第0930001号国民健康保険課長通知）に基づき行われています。

地方厚生（支）局における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督については、同通知に準じて実施する他、保険料（税）収納率の向上、累積赤字の額の計画的な早期解消、診療報酬明細書の点検調査等の充実強化、保険事業の推進を重点事項とし、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保険事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

②業務実績

助言指導	内 訳			
	県	市町村	国保組合	国保連合会
8	4	4	0	0

(5) 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

①業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び関係法令の規定に基づき、地方厚生（支）局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

地方厚生（支）局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行うこととしています。

②業務実績

平成20年度助言指導は、後期高齢者医療制度の施行初年度であり、制度の円滑な実施に重点をおき、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会からの照会等に対し、必要な情報提供を行いました。

6 医療指導課

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監督について

①業務内容

四国管内においては、平成21年3月31日現在、病院は約500施設、医科診療所は約3,000施設、歯科診療所は約2,000施設、薬局は約1,600施設が保険医療機関（保険薬局）の指定を受け、また、医師は約12,700人、歯科医師は約3,300人、薬剤師は約8,100人が保険医（保険薬剤師）の登録を受け、柔道整復師は約1,000人が受領委任契約を受けています。

これら保険医療機関等及び保険医等に対する指導・監督業務については、指導監査課と徳島県、愛媛県及び高知県に所在する事務所（事務所等）が担当しています。なお、特殊な事案については、管轄事務所等において単独で実施することが困難であることから、当課と共同して指導・監督業務を実施しています。

また、大学附属病院や指導を行っても改善が見られない保険医療機関等に対しては、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、業務が円滑に実施できるよう、事務所等に対し、普段から業務指導や連絡調整等を行っています。

②業務実績（平成20年10月～平成21年3月）

特定共同指導	1施設
共同指導	6施設

7 指導監査課

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について

①業務内容

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
医科・病院	0	0	6	11	0
医科・診療所	23	19	23	28	0
歯科	11	10	27	19	0
薬局	13	10	35	18	0

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
件数	0	0	0	0	0

(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	20年度末現在	指定	廃止等	20年度末現在	指定	廃止等	20年度末現在
件数	72	65	800	38	31	485	72	60	451

注) 廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	取消	20年度末現在
件数	1	3	0	0	39

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異 動		20年度末現在
			転 入	転 出	
医 師	65	15	139	159	3,039
歯科医師	6	2	34	21	785
薬 剤 師	47	3	54	56	2,175

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

(3) 四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営について

①業務内容

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会香川部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会香川部会の開催状況 12回

※実績は平成20年4月1日から平成21年3月31日までの分です。

8 徳島事務所

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について

①業務内容

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監 査
医科・病院	0	0	2	1	0
医科・診療所	12	0	50	23	0
歯 科	5	0	33	16	1
薬 局	0	23	25	10	0

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監 査
件 数	0	0	0	0	0

(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医 科			歯 科			薬 局		
	指定	廃止等	20年度末 現 在	指 定	廃止等	20年度末 現 在	指 定	廃止等	20年度末 現 在
件数	14	15	810	9	6	434	14	15	348

注) 廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指 定	廃 止	辞 退	取 消	20年度末現在
件 数	4	0	0	0	67

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異 動		20年度末現在
			転 入	転 出	
医 師	47	10	114	97	2,871
歯科医師	30	2	30	53	919
薬 剤 師	87	2	29	40	1,901

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

(3) 四国地方社会保険医療協議会徳島部会の運営について

①業務内容

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会徳島部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会徳島部会の開催状況 12回

※実績は平成20年4月1日から平成21年3月31日までの分です。

9 愛媛事務所

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について

①業務内容

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監 査
医科・病院	2	1	5	6	0
医科・診療所	71	34	84	17	1
歯 科	16	16	54	27	0
薬 局	30	30	38	19	0

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監 査
件 数	0	0	0	0	0

(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医 科			歯 科			薬 局		
	指 定	廃止等	20年度末 現 在	指 定	廃止等	20年度末 現 在	指 定	廃止等	20年度末 現 在
件数	66	79	1,236	33	28	729	64	68	481

注) 廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指 定	廃 止	辞 退	取 消	20年度末現在
件 数	3	3	0	0	89

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異 動		20年度末現在
			転 入	転 出	
医 師	70	9	163	175	4,239
歯科医師	3	7	26	17	1,022
薬 剤 師	68	2	49	65	2,266

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

(3) 四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の運営について

①業務内容

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の開催状況 11回

※実績は平成20年4月1日から平成21年3月31日までの分です。

10 高知事務所

(1) 保険医療機関等及び保険医等に対する監督について

①業務内容

健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関する指導及び調査を行います。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
医科・病院	0	0	4	5	0
医科・診療所	10	0	13	18	2
歯科	8	0	29	15	0
薬局	11	0	26	14	0

イ 指定訪問看護事業者の指導状況

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導	監査
件数	0	0	0	0	0

(2) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

①業務実績

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	20年度末現在	指定	廃止等	20年度末現在	指定	廃止等	20年度末現在
件数	33	36	632	13	19	365	35	32	347

注) 廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

	指定	廃止	辞退	取消	20年度末現在
件数	2	6	0	0	52

ウ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異 動		20年度末現在
			転 入	転 出	
医 師	39	9	73	97	2,515
歯科医師	5	7	5	6	544
薬 剤 師	32	1	51	57	1,787

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

(3) 四国地方社会保険医療協議会高知部会の運営について

①業務内容

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会高知部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会高知部会の開催状況 12回

※実績は平成20年4月1日から平成21年3月31日までの分です。

1 1 麻薬取締部

(1) 薬物事犯の取締

①業務内容

ア 薬物事犯の取締

麻薬取締部は、薬物犯罪に関する司法権を付与された麻薬取締官によって構成されています。麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、司法警察員として次の法律で規定される薬物犯罪の取締を行っています。

[薬物関連五法]

- ・麻薬及び向精神薬取締法 ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等
- ・大麻取締法 大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等
- ・あへん法 あへん、けし、けしがら等
- ・覚せい剤取締法 覚せい剤（シヤブ、スピード、ヤーバ）等
- ・麻薬特例法 薬物事犯収益の隠匿・収受の処罰、薬物事犯の収益の没収等

及び

[刑法]

- ・第2編第14章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

- ・麻薬取締協議会

例年5～6月に薬物取締関係機関が一同に会して「四国地区麻薬取締協議会」を行い各機関の取締の実情等について、情報交換、薬物犯罪の手口、裁判例の分析及び捜査上の留意点について検討し、関係機関相互の連携を図っています。

- ・合同捜査

事件の性質、内容によっては、取締関係機関（警察、海上保安本部、税関）との合同捜査を行っています。

②業務実績

薬物事犯の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
覚せい剤取締法	14件	12名
麻薬及び向精神薬取締法	38件	37名
大麻取締法	3件	3名
計	55件	52名

(押収物)

覚せい剤（粉末）3.837g

覚せい剤錠剤（アンフェタミン）96錠

ヒロポン 113A

オプソ内服液 1包

モルヒネ塩酸塩注射液 10mg 27A

塩酸モルヒネ注射液 50 mg 23A

(押収物)

クエン酸フェンタニル注射液 6A

動物用ケタラール 50 7V

塩酸テノシクリジン 1.347 g

塩酸フェンシクリジン末 72.963 g

塩酸メスカリン末 1.907 g

デルタ9ヒドロカンナビノール 2.1ml

1-ベンジルピペラジン 840ml

N-(3-トリフルオロメチル)ピペラジン 48ml

向精神薬錠剤 (メチルフェニデート) 37 錠

乾燥大麻 40.884 g

(2) 鑑定

①業務内容

薬物犯罪の捜査において、当該犯罪を立証するため最新の機器を使った鑑定を行っており、科学捜査の中核となる重要な業務です。

鑑定の主な業務は、

ア 押収した薬物の定性分析及び定量分析

イ 生体試料 (尿・汗) からの規制薬物の検出及び定性分析

ウ 薬物の使用歴を判定するための毛髪鑑定

エ 信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究です。

(3) 正規麻薬等の指導・監督

①業務内容

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、その一方医療に不可欠な医薬品としての有効性を持っています。そこで、これら薬物の使用及び流通を正当な目的 (医療及び学術研究) に関するものみに限定し、その取扱者を免許、許可、届出制とし、適正な取扱を行うべく不正ルートへの横流し等を無くし国民の健康被害を未然に防止しています。これらの書類審査や現場確認等の業務を行っており、中には外国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務もあります。

イ 立入検査

正規流通医薬品である麻薬、向精神薬、覚せい剤及び原料については、正規流通を確保しつつ横流し等を防止するため取扱施設に対し各県とも協力しながら立入検査を行い、これらに対する指導・監督を行っています。

②業務実績

ア 許認可件数

・ 麻薬関係	131件
麻薬小売業者間譲渡許可申請	58件
麻薬譲渡許可申請	16件
麻薬携帯輸出許可申請	6件
麻薬携帯輸入許可申請	6件
その他	45件
・ 向精神薬関係	19件
向精神薬輸入証明書申請	4件
向精神薬製造製剤業者変更届	2件
その他	13件
・ 麻薬向精神薬原料関係	7件
麻薬向精神薬原料輸入届	6件
その他	1件
・ あへん関係	2件
けし栽培許可申請	1件
その他	1件
・ 覚せい剤関係	12件
国の開設する覚せい剤施用機関指定書の交付	5件
その他	7件

イ 立入検査

・ 麻薬関係		違反業務所：2件
麻薬卸売業者	6件	
麻薬小売業者	11件	
病 院	32件	
一般診療所	1件	
飼育動物診療施設	12件	
麻薬研究者	2件	
計	64件	
・ 向精神薬関係		違反業務所：0件
向精神薬卸売業者	5件	
免許みなし一般販売業者	1件	
免許みなし薬局	9件	
病 院	33件	
一般診療所	1件	
麻薬研究者	11件	
計	60件	

・ 覚せい剤関係	違反業務所：1件
覚せい剤研究者	2件
覚せい剤原料取扱者	6件
薬局	11件
病院・一般診療所	33件
飼育動物診療施設	11件
計	63件

(4) 薬物中毒者対策

①業務内容

麻薬中毒者に対して麻薬取締員等と協力し、再び中毒や乱用に陥らないよう相談に応じるとともに必要な指導を行っています。

また、薬物相談業務に携わる関係機関（精神科の医師、各県、保健所職員等）との連絡会議を開催し、相談業務の充実、連携を図っています。

更に「麻薬・覚せい剤相談電話」（TEL087-823-8800）を設置し、麻薬の等乱用者の家族などからの相談に応じています。

(5) 薬物乱用防止啓発活動

①業務内容

ア 薬物乱用防止教室等への講師派遣

薬物乱用を阻止するためには新たな乱用者を作らない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する啓発指導として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

イ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動

2019年（平成31年）までに薬物乱用を根絶することを目指すとした「新国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として、官民一体となり国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

平成20年度運動期間：6月20日～7月19日

ウ 不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲン」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、時勢の大麻やけし等が薬物乱用者の間で不正に流通し悪用されることのないようにするため、けしの開花時期や大麻の成長期に合わせ5月1日～6月30日の間不正大麻・けし撲滅運動を実施し、ポスター、リーフレット等配付し、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

エ 麻薬・覚せい剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚せい剤乱用防止運動を行っています。

平成20年度運動期間：10月1日～11月30日